贈与契約書

　　　　　　　（以下「甲」という。）と社会福祉法人　　　　　　　　設立　　　　　代表者　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第１条　甲は、社会福祉法人　　　　　　　が保育所整備事業予定者として決定され、かつ、設立が認可されたときは、新たに経営しようとする　　　　　保育園（仮称）の運営資金及び建築資金等として、金　　　　　　　円を同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第２条　甲は、前条による贈与を同法人設立後１週間以内に行わなければならない。

第３条　社会福祉法人　　　　　　　が保育所整備事業予定者として決定されなかったとき、又は、設立の認可を得られなかったときは、本契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第４条　甲は、当該事業にかかる総経費が軽減され又は補助金等が増額された場合であっても第１条にかかる贈与を履行しなければならない。

第５条　この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者署名捺印のうえ各自１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　実印

乙　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人

　　　　　　　　　　　　　　設立代表者　　　　　　　　　　　　　　実印

**※　設立代表者から贈与を受ける場合は、「設立代表者」を「設立代表者代理人」と書き換えて作成してください。**

**※　上記の内容が含まれていれば、本様式でなくても構いません。**

**※　法人種別に応じ、法人名および代表者職名を修正してください。（提出時はこの注釈を**

**削除してください。）**

贈与契約書

　　　　　　　（以下「甲」という。）と社会福祉法人　　　　　　　　　　　理事長　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第１条　甲は、社会福祉法人　　　　　　　が保育所整備事業予定者として決定されたときは、新たに経営しようとする　　　　　　保育園（仮称）の運営資金及び建築資金等として、金　　　　　　　円を同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第２条　甲は、前条による贈与を工事着工後速やかに行わなければならない。

第３条　社会福祉法人　　　　　　　が保育所整備事業予定者として決定されなかったときは、本契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第４条　甲は、当該事業にかかる総経費が軽減され又は補助金等が増額された場合であっても第１条にかかる贈与を履行しなければならない。

第５条　この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者署名捺印のうえ各自１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　実印

乙　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人

　　　　　　　　　　　　　　理 事 長　　　　　　　　　　　　　理事長印

**※　社会福祉法人で、代表者から贈与を受ける場合は、理事会において承認及び報告を行ってください。その他の法人種別で、代表者から贈与を受ける場合は、「理事長」を「理事長代理人」、「理事長印」を「実印」と書き換えて作成してください。**

**※　上記の内容が含まれていれば、本様式でなくても構いません。**

**※　法人種別に応じ、法人名および代表者職名を修正してください。（提出時はこの注釈を**

**削除してください。）**